

豊後伊予連絡道路 工法検討
業務委託

特記仕様書

大分県土木建築部
道路建設課

令和7年5月

特記仕様書

第1条 適用

本業務は、この特記仕様書によるほか「設計業務等共通仕様書」（令和7年4月）（以下、「共通仕様書」とする）により実施しなければならない。

※共通仕様書については、大分県ホームページ内
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/>)にて掲載している。

第2条 照査技術者及び照査の実施

1 本業務は、共通仕様書第1108条「照査技術者及び照査の実施」に基づき行う業務である。

2 本業務においては、別添の資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）によるものとする。

業 種：土木コンサルタント

業務区分：トンネル

3 共通仕様書第1108条第2項（3）に基づく照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議のうえ作成するものとする。

第3条 担当技術者の配置

本業務では第2条で規定した管理技術者及び照査技術者のほか、担当技術者として下記いずれかの資格を有する者を配置するものとする。

技術士（総合技術監理部門：応用理学一般及び地質）

技術士（応用理学部門：地質）

RCCM（地質）

認定技術管理者（地質部門）

第4条 契約期間

本業務の契約期間は、契約の日から令和8年3月30日までとする。

第5条 業務の目的

本業務は、豊後伊予連絡道路のトンネル工法について、昨年度実施した地質文献調査結果およびトンネル事例調査結果（以下、「過年度検討結果」とする）を踏まえて、世界的にも前例がない条件下での実現性を検討し、具体的な選定を行うことを目的とする。

第6条 業務内容

「業務内容説明書」による。

第7条 本業務の内容において、具体的な検討方法等については、公募型プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定する。

第8条 受注者は、採用された「技術提案」に基づき適切に業務を遂行するものとする。
なお、採用された技術提案については、業務計画書に記載するものとする。

第9条 土木設計業務等変更ガイドラインの適用

設計図書の変更等については、大分県土木設計業務等委託契約約款第18条から第25条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン」によるものとする。

第10条 公共土木施設のデータベース登録

受注者は、当該委託業務の成果物を「公共土木施設データベース」へ登録するための費用を最終請負金額確定後、速やかに公益財団法人大分県建設技術センター（以下「センター」という。）に直接あるいは振り込みにより支払い、センター発行の「受付証明書」を受け取ること。センター発行の「受付証明書」については、その写しを完成検査までに調査職員に提出すること。

第11条 公共土木施設のデータベース登録

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

（実施要領公表場所 <http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/weeklystance.html>）

第12条 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議すること。

資格種類別担当業務内容一覧表（段階6）

コード類	資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測量																	地質調査								
				測量一般	航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	土質基礎	鋼構造		トンネル	施工計画	建設環境	機械	電気電子	その他		
A 1	測量士			●	●																								
A 2	測量士補			●	●																								
E 1		総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、養分力学・制御、動力エネルギー、熱工学、気体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機構又は流体機構とするものに限る																				●	△					
E 2			電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					●	△				
E 3			建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																				△			
E 4			建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				●																			△			
E 5			建設一般及び電力土木とするものに限る					●																		△			
E 6			建設一般及び道路とするものに限る						●																	△			
E 7			建設一般及び鉄道とするものに限る							●																△			
E 8			建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る													●	●									△			
E 9			建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る																							△	●		
E 10			建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																							△			
E 11			建設一般及びトンネルとするものに限る																							△			
E 12			建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																							△			
E 13			建設一般及び建設環境とするものに限る																							△			
E 14			上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る								●															△			
E 15			上下水道一般及び下水道とするものに限る									●														△			
E 16			農業一般及び農業土木とするものに限る										●													△			
E 17			森林一般及び森林土木、農業農村工学とするものに限る											●												△			
E 18			水産一般及び水産土木とするものに限る												●											△			
E 19			情報工学一般とするものに限る																						●	△			
E 20			応用理学一般及び地質とするものに限る																							△	●		
E 21			衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																							△			
E 22		機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、養分力学・制御、動力エネルギー、熱工学、気体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機構又は流体機構とするものに限る																				●	△					
E 23		電気電子部門	電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					●	△				
E 24		建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			●																			△				
E 25			港湾及び空港とするものに限る				●																			△			
E 26			電力土木とするものに限る					●																		△			
E 27			道路とするものに限る						●																	△			
E 28			鉄道とするものに限る							●																△			
E 29			都市及び地方計画とするものに限る													●	●									△			
E 30			土質及び基礎とするものに限る																							△	●		
E 31			鋼構造及びコンクリートとするものに限る																							△			
E 32			トンネルとするものに限る																							△			
E 33			施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																							△			
E 34			建設環境とするものに限る																							△			
E 35		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る							●	●														△				
E 36		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る									●													△				
E 37		森林部門	森林土木とするものに限る										●												△				
E 38		水産部門	水産土木とするものに限る											●											△				
E 39		情報工学部門	特定なし																					●	△				
E 40		応用理学部門	地質とするものに限る																						△	●			
E 41		衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																						△				
I 1	RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋	測量一般			●																			△				
I 2				港湾及び空港				●																			△		
I 3				電力土木					●																		△		
I 4				道路						●																	△		
I 5				鉄道							●																	△	
I 6				上水道及び工業用水道									●	●														△	
I 7				下水道										●														△	
I 8				農業土木											●													△	
I 9				森林土木												●												△	
I 10				水産土木													●											△	
I 11				造園																								△	
I 12				都市計画及び地方計画																								△	
I 13				地質																								△	●
I 14				土質及び基礎																								△	●
I 15				鋼構造及びコンクリート																								△	
I 16				トンネル																								△	
I 17				施工計画、施工設備及び積算																								△	
I 18				建設環境																								△	
I 19				機械																								△	
I 20				電気電子																								△	
I 21				廃棄物																								△	
K 1	地質調査技士																								△	●			
R1~R22	認定技術管理者																									☆			

【●】は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
 【△】は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
 【☆】は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。